

全国林野関連職員労働組合近畿中国地方本部交渉

議 事 要 旨

1 日 時：平成27年10月20日（火）15:45～16:45（60分）

2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室

3 出席者：

近畿中国森林管理局

高嶋 伸二	総務企画部長
大賀 雅司	総務課長
福島 行我	企画調整課長
都留 浩明	森林整備課長
佐藤 秀憲	資源活用課長
白川 伸洋	企画官(安全衛生担当)
溝部 進	総務課課長補佐（総務）
今井 道宏	総務課課長補佐（福利厚生）

全国林野関連労働組合
近畿中国地方本部

田上富二男	委員長
柴田 隆文	副委員長
中本 茂典	書記長
山下 一郎	執行委員
森山 浩二	執行委員
戸高 朝憲	執行委員

4 交渉事項

- (1) 事業実行に係る労働条件課題
- (2) 安全対策

5 議事概要

(総務課長)

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のため予備交渉を実施し、交渉項目の整理、時間、場所等について整理したことを前提に交渉を始める。

- (1) 事業実行に係る労働条件課題

【職員団体】

平成27年度事業の発注において、入札不調による事業の遅れが危惧される状況となった。

不落不調となった場合は、それらにかかる業務は全て職員の負担となることから、当局が責任を持ってしっかり取り組むこと。

【当局】

不落不調対策をしっかりと進めていくことが、結果的に職員の負担軽減にもつながるものと考えており、早期発注の取り組みをはじめ、あらゆる対策を検討する考えである。

【職員団体】

森林調査簿と現地実態の乖離について、当局の現状認識を明らかにすること。

【当局】

森林調査簿と現地の乖離については、計画制度上の必要な精度は確保されており問題ないと認識している。また、調査簿の精度向上を図るために、各署等に局担当者が出向いて行った森林計画策定のためのキャラバンにおいて、林況把握について指導を行い、森林官等の日常業務である巡視等で把握する地況、林況精度を高める取り組みを行ったところである。

また、地域管理経営計画策定時の現地調査において、局職員と共に現地を確認するとともに、局担当者が衛星写真等を活用し林分状況を確認し、森林調査簿と現地との乖離を修正するなど署等職員の負担の軽減を図っているところである。

【職員団体】

森林官は目の前の業務に追われ、現場は苦勞していることから、職員の負担軽減に取り組むこと。

【当局】

森林調査簿の精度向上を図るため、引き続き取り組む考えである。

【職員団体】

旅費・謝金システムについては、国有林の実態に合っておらず、担当者の負担が増えている状況にある。

当局としての現状認識を明らかにすること。

【当局】

局の判断で運用開始を1ヶ月遅らせて、局独自の操作マニュアルを作成するなど、職場に混乱をきたさないよう対応してきたところ。当初は各署等からの問い合わせ等も多かったが、運用開始から3ヶ月が経過し、問い合わせも減ってきており、一定程度の習熟は図られていると考えている。

【職員団体】

最近の各システム導入に当たっては、「習うより慣れろ」といった対応が多いと感じている。当該システムの職員へのフォローアップや今後、運用される新行政情報システムについてももしっかり対応すること。

【当局】

旅費・謝金システムは、引き続き、署等担当者へのフォローアップを丁寧に行うと

ともに、システムの改善要望等については、本庁を通じて上申するなど、職員の負担軽減に努める考えである。

新行政情報システムについては、来週、各署等の担当者を集めた研修会を実施することとしているところであり、今後もしっかりフォローアップする考えである。

(2) 安全対策

【職員団体】

職員の安全確保に関する当局の考え方を明らかにすること。

【当局】

職員の安全確保については、これまでと同様に人命尊重の基本理念やその重要性が何ら変わるものではないと考えている。

各署等では毎月1回の健康安全協議会を開催し、安全諸活動に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、安全確保の取り組みを進める考えである。

【職員団体】

非常勤職員に対するエピネフリン自動注射器の交付について、全ての非常勤職員が所持できるようにすること。

また、マダニの刺咬によるSFTS対策として、マダニ専用の忌避剤の開発を行うなど、早期に対策を講じること。

【当局】

東北局管内で発生した非常勤職員による自動注射器の使用事例を踏まえ、当局においても一定の整理を図ったところである。交付要件の拡大については、今後、署等の意見も踏まえ検討することとしたい。

要望事項については本庁に上申する。

【職員団体】

林道の交通安全確保のため、適切な維持修繕に取り組むこと。

【当局】

事業が計画されていない林道等においては、必ずしも十分な修繕ができていない箇所があることは認識しているが、優先度も勘案しながら、林道通行の安全確保に努める考えである。

(以上)